

大規模地震防災対策推進検討会開催要領（案）

令和7年7月24日
内閣府政策統括官（防災担当）

（開催）

第1 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策に関する各地震の特別措置法に基づいて作成されている基本計画について、防災対策に関する取組の進捗等を定期的かつ継続的にモニタリングし、必要に応じて各計画の見直しについて検討する必要がある。また、防災対応に関して発生する諸課題について、有識者等によって機動的に検討する体制の確保が必要である。

そのため、これらの対応を行う検討会を内閣府において開催する。

（委員）

第2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第3 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として検討会の議事を総括する。

（事務局）

第4 検討会の事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第5 検討会は、座長又は第8に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。

2 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、検討会を開くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第6 事務局は、検討会の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第7 事務局は、検討会の議事録を作成し、委員に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

（座長代理）

第8 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

大規模地震防災対策推進検討会 委員名簿

井出 多加子	成蹊大学 経済学部 名誉教授
入江 さやか	松本大学 総合経営学部 教授
大原 美保	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授
小野 共	岩手県 釜石市長
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
近藤 やよい	東京都 足立区長
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
末松 則子	三重県 鈴鹿市長
関谷 直也	東京大学大学院 総合防災情報研究センター 教授
久田 真	東北大学大学院 工学研究科 教授
廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
正木 義久	日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長

(敬称略)

【役職は令和7年7月24日現在】